

平成28年3月24日

お客様 各位

株式会社フェイスに対する著作権侵害訴訟に関するお知らせ

株式会社カンバス
代表取締役 福原誠二

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社は、株式会社フェイス（以下「フェイス」といいます。）を被告とし、①フェイスが販売する字幕製作用ソフトウェア「Babel」が、弊社の製造販売する字幕製作用ソフトウェア「SSTG1」の複製又は翻案であること、②「SSTG1」を構成する template.mdb というファイルが「Babel」において使用されていることを主張し、著作権侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、審理がなされて参りましたが、今般、平成28年3月24日、知的財産高等裁判所において、その控訴審判決が言い渡されました。

控訴審では、「SSTG1」を構成する template.mdb が「Babel」において使用されていることについてフェイスがこれを争わなかったことから、主として、template.mdb がデータベースとしての著作物に該当するかが争点となりました。しかるに、控訴審判決は、template.mdb が合計9個のテーブルに147個のフィールドが設定されていることを認めながら、「選択されて入力すべき情報それ自体が格納されていない」、「前記各項目、各テーブルに何らかの関係があるわけではない」などと述べ、template.mdb をデータベースの著作物として観念できないと判断しました。しかし、言うまでもなく、「選択されて入力すべき情報それ自体が格納されていない」という判断は、データベースの基本的意義を誤解したものであり、また、「前記各項目、各テーブルに何らかの関係があるわけではない」という判断に至っては、そもそも関係がなければ字幕を表示できないのであって、template.mdb の具体的内容を無視した極めて重大な事実誤認であります。なお、一方で、控訴審は、template.mdb の営業秘密該当性を否定せず、訴訟記録の閲覧制限決定を下しております。

さらに、控訴審判決は、訴訟手続においてフェイスから「Babel」のソースコードが提出されず、その内容が不明であることに触れながら、弊社が主張するフェイスによる複製又は翻案を窺わせる事情について、「創作性を有する蓋然性の高い部分のコードの全部又は大多数をコピーして作成されたものといえる事情」に該当するかという極めて狭隘な観点から、「全部又は大多数」と認めるには立証が不十分であるとし、弊社が主張する著作権侵害の主張も排斥しました。

このように、弊社と致しましては、控訴審判決の認定判断には、著しく経験則に違背した事実誤認があり、誠に遺憾であり、また、承服致しかねますので、最高裁判所に対して上告受理申立を行い、控訴審判決の見直しを求めて参る所存です。なお、既にご報告を申し上げますとおり、弊社は、上記一連の著作権侵害訴訟とは別途、フェイス等を被告として、不正競争防止法違反に基づく損害賠償請求等訴訟を東京地方裁判所に提起し、現在、審理が係属しております。この件につきましても、引き続き適時にご報告を申し上げます。

ただ、弊社と致しましては、法的な勝利を求めるにせよ、最も大事なことは、製品として総合的に、より優れたものと評価されることであると認識しております。裁判の結果如何にかかわらず、本来の目的のため、企業努力を重ねて参りますので、引き続きご支援、ご理解の程宜しくお願い致します。

末筆ながら、お客様各位の益々のご発展を祈念致しております。

敬具